

みどりのまちづくり審議会のインターネットによる傍聴について

- 第10回審議会開催後の令和5年9月に本市に対して「みどりのまちづくり審議会」においてインターネット傍聴を可能とするよう「市民の声」を通じて要望があった。
- 現在、みどりのまちづくり審議会においては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、「みどりのまちづくり審議会運営要領」を策定し、会議の傍聴を認めるとともに、後日議事要旨を公開している。
- 審議会の公開の方法について、「審議会等の設置及び運営に関する指針」では、インターネット環境がない市民等のことも考慮して、審議会等が行われている会場において直接会議を傍聴する方法と、一定の場所においてモニター等を通じて、審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴する方法を基本としている。また、来庁が難しい市民等も含めより多くの市民等に視聴してもらうためには、インターネット等を通じ審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴できるような方法で公開することが望ましいとしている。
- 今後、みどりのまちづくり審議会の傍聴にかかるご要望等も踏まえ、審議会委員の意見も聴取しながら、議事運営に支障を来さないことを前提に、まずは現行の傍聴者数の中で運営を行い、課題等の検証を行いながら、来庁が難しい市民等も含めより多くの方々にインターネット等でご視聴頂けるよう、検討を進めたいと考えている。